

意見提出様式

船橋市屋外広告物条例の一部改正の骨子（案）に対する意見

| | | | |
|--------------------------|--|------|--|
| 住所 | | | |
| 氏名 | | 電話番号 | |
| 市外の方は、右欄の該当する項目に☑してください。 | <input type="checkbox"/> 市内に通勤している <input type="checkbox"/> 市内に通学している | | |
| 【意見】 | | | |
| | | | |

【問合せ及び提出先】

船橋市 都市計画課 （市役所5階）

1. 郵送 ⇒ 〒273-8501 船橋市湊町2-10-25（※住所不要）

2. FAX ⇒ 047-436-2544

3. E-mail ⇒ toshikei@city.funabashi.lg.jp

4. 持参 ⇒ 船橋市役所 都市計画課（市役所5階）

※電話による意見の受付はいたしません。

【締め切り】平成27年11月30日（月）（郵送の場合は消印有効）